

第 146 回高知県都市計画審議会

議 案 書

令和 2 年 9 月 10 日

第 146 回 高知県都市計画審議会

1 日 時

令和 2 年 9 月 10 日（木）10 時から

2 場 所

オーテピア 4 階 ホール（高知市追手筋 2-1-1）

3 会議次第

（1）開会

（2）会長選出

（3）会長代理者の指名

（4）署名委員の指名

（5）議事

【付議事項】

建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の
敷地位置の判断

（6）閉会

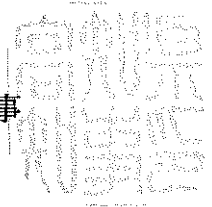


2 高 都 計 第 232 号

令 和 2 年 8 月 17 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の
判断について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要
がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

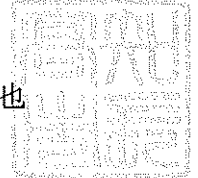


2 重建指第 49 号
令和 2 年 7 月 31 日

高知県知事 濱田 省司 様

特定行政庁

高知市長 岡 崎 誠 也



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

うえのことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都道府県都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり高知県都市計画審議会へ付議します。

なお、本計画は高知市の都市計画上、支障はないものと考えます。

産業廃棄物処理施設（建築基準法第51条第1項ただし書き規定による許可申請）の敷地の位置について

申請者氏名	ヤツデ・ファクトリー株式会社 代表取締役 川瀬 公太
申請者住所	高知市朝倉己アジロ山 1152-99
敷地の位置	高知市春野町弘岡下字イヨ川北平 4787-93, 高知市朝倉字アジロ山己 1152-254 外 21 筆（市街化調整区域内）
敷地面積	19,322.60 m ²
主要用途	産業廃棄物処理施設

申請理由

申請者は、産業廃棄物の中間処理（破碎、焼却、圧縮、減容固化、選別、切断）を行っている事業者である。廃棄物はそのほとんどが最終処分場で埋め立てられている。この埋め立てにも限度があり、今回焼却施設を入替え、増設し、減容することにより最終処分場の負担軽減を図るため。

申請施設の概要

設置場所	高知市春野町弘岡下字イヨ川北平 4787-93						
処理施設の種類	廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設（1基）						
処理施設の方式	自動（投入・焼却・排ガス処理）固定火格子方式連続炉						
施設の処理能力	<table> <tr> <td>混焼能力</td> <td>1,900 kg/時（8時間）</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の専焼能力</td> <td>8.48 t/日（8時間）</td> </tr> <tr> <td>その他の産業廃棄物の専焼能力</td> <td>2,406 kg/時（8時間）</td> </tr> </table>	混焼能力	1,900 kg/時（8時間）	廃プラスチック類の専焼能力	8.48 t/日（8時間）	その他の産業廃棄物の専焼能力	2,406 kg/時（8時間）
混焼能力	1,900 kg/時（8時間）						
廃プラスチック類の専焼能力	8.48 t/日（8時間）						
その他の産業廃棄物の専焼能力	2,406 kg/時（8時間）						
産業廃棄物処理施設設置許可	<p>許可年月日 令和2年6月5日 許可番号 2重廃対第8号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく</p>						

